

掛川市規則第 27 号

掛川市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 24 年 9 月 28 日

掛川市長

(別紙)

掛川市税条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市税条例施行規則（平成17年掛川市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第5条の3中「第24条第1項第7号」を「第24条第1項第5号」に改める。

第7条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第10条各号を次のように改める。

- (1) 税務証明交付申請書 様式第3号
- (2) 所得、課税等証明書 様式第4号
- (3) 納税証明書 様式第5号
- (4) 固定資産評価証明書 様式第6号
- (5) 固定資産公課証明書 様式第7号
- (6) 固定資産（補充）課税台帳登録事項証明書 様式第8号
- (7) 所在証明書 様式第9号

第11条第1号中「様式第16号」を「様式第10号」に改め、同条第2号中「様式第17号」を「様式第11号」改め、同条第3号中「様式第18号」を「様式第12号」に改め、同条第4号中「様式第19号」を「様式第13号」に改め、同条第5号中「様式第20号」を「様式第14号」に改め、同条第6号から第8号までを次のように改める。

- (6) 充当通知書 様式第15号
- (7) 還付通知書 様式第16号
- (8) 督促状 様式第17号

第11条第9号中「様式第24号」を「様式第18号」に改め、同条第10号中「様式第25号」を「様式第19号」に改め、同条第11号中「様式第26号」を「様式第20号」に改め、同条第12号を削り、同条第13号中「様式第28号」を「様式第21号」に改め、同号を同条第12号とする。

第12条第1号中「様式第29号」を「様式第22号」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 市民税県民税納税通知書 様式第23号

第12条第3号を削り、同条第4号中「様式第32号」を「様式第24号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「様式第33号」を「様式第25号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「様式第34号」を「様式第26号」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 市民税県民税額決定（変更）通知書 様式第27号

第12条第7号から第10号までを削り、同条第11号中「様式第39号」を「様式第28号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第12号中「様式第40号」を「様式第29号」に改め、同号を同条第8号と

し、同条第13号中「様式第41号」を「様式第30号」に改め、同号を同条第9号とし、同条第14号中「様式第42号」を「様式第31号」に改め、同号を同条第10号とし、同条第15号中「様式第43号」を「様式第32号」に改め、同号を同条第11号とし、同条第16号中「様式第44号」を「様式第33号」に改め、同号を同条第12号とし、同条第17号中「様式第45号」を「様式第34号」に改め、同号を同条第13号とし、同条第18号中「様式第46号」を「様式第35号」に改め、同号を同条第14号とする。

第13条第1号中「様式第47号」を「様式第36号」に改め、同条第2号中「様式第48号」を「様式第37号」に改め、同条第3号中「様式第49号」を「様式第38号」に改め、同条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 土地課税台帳兼土地補充課税台帳 様式第39号

(5) 家屋課税台帳兼家屋補充課税台帳 様式第40号

第13条第6号中「様式第52号」を「様式第41号」に改め、同条第7号を次のように改める。

(7) 固定資産税都市計画税納税通知書 様式第42号

第13条第8号から第10号までを削り、同条第11号中「様式第57号」を「様式第43号」に改め、同号を同条第8号とし、同条第12号中「様式第58号」を「様式第44号」に改め、同号を同条第9号とし、同条第13号中「様式第59号」を「様式第45号」に改め、同号を同条第10号とし、同条第14号中「様式第60号」を「様式第46号」に改め、同号を同条第11号とする。

第14条第1号中「様式第61号」を「様式第47号」に改め、同条第2号中「様式第62号」を「様式第48号」に改め、同条第3号中「様式第63号」を「様式第49号」に改め、同条第4号中「様式第64号」を「様式第50号」に改め、同条第5号中「様式第65号」を「様式第51号」に改め、同条第6号中「様式第66号」を「様式第52号」に改め、同条第7号中「様式第67号」を「様式第53号」に改め、同条第8号中「様式第68号」を「様式第54号」に改める。

第15条第1号中「様式第69号」を「様式第55号」に改め、同条第2号中「様式第70号」を「様式第56号」に改め、同条第3号中「様式第71号」を「様式第57号」に改め、同条第4号中「様式72号」を「様式第58号」に改める。

第16条第1号中「様式第73号」を「様式第59号」に改め、同条第2号中「様式第74号」を「様式第60号」に改め、同条第3号中「様式第75号」を「様式第61号」に改め、同条第4号中「様式第76号」を「様式第62号」に改め、同条第5号中「様式第77号」を「様式第63号」に改め、同条第6号中「様式第78号」を「様式第64号」に改め、同条第7号中「様式第79号」を「様式第65号」に改め、同条第8号中「様式第80号」を「様式第66号」に改め、同条第9号中「様式第81号」を「様式第67号」に改め、同条第10号中「様式第82号」を「様式第68号」に改める。

第17条中「様式第83号」を「様式第69号」に改める。

様式第3号から様式第69号までを次のように改める。

様式第3号（その1）（第10条関係）

税務証明交付申請書（所得・課税・納税）

（あて先）掛川市長

申請日 年 月 日

申請者（窓口に来た人）	住 所			
	フリガナ			生 年 月 日
	氏 名			MTSH 年 月 日
納 税 義 務 者 と の 関 係		<input type="checkbox"/> 本人又は同一世帯員 <input type="checkbox"/> その他		

（注）本人又は同一世帯員以外の方が申請する場合には、納税義務者本人自署の委任状が必要です。

証明を受ける人（納税義務者）	住 所			
	フリガナ			生 年 月 日
	氏 名			MTSH 年 月 日
	法 人	所在地		
名 称		⑩		

（注）法人の場合は、代表者印の押印又は委任状が必要です。

所得・課税等証明書	1	所得証明書	年度	年1月から12月までの所得	通
	2	課税証明書	年度	年1月から12月までの所得	通
	3	市県民税の非課税証明書	年度	/	通
	4	市県民税	年度	/	通
	5	固定資産税	年度	共有分の証明（必要・不要）	通
	6	軽自動車税（車検用）	年度	[車両番号]	通
	7	軽自動車税	年度	/	通
	8	国民健康保険税	年度	/	通
	9	法人市民税	年 月 日～ 年 月 日		通
	10	その他（ ）			通

職 員 記 載 欄	合 計
<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 写真付き住基カード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 在留カード等 <input type="checkbox"/> 障害者手帳等 <input type="checkbox"/> 司法書士証 <input type="checkbox"/> 行政書士証 <input type="checkbox"/> 土地家屋調査士証 <input type="checkbox"/> （ ）補助者証 <input type="checkbox"/> 宅建取引主任者証 <input type="checkbox"/> 介護保険調査員証 <input type="checkbox"/> 二点確認（健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・年金手帳・年金証書・ 写真無住基カード・納税通知書・生活保護受給者証・その他（ ）） <input type="checkbox"/> 口頭確認（家族構成・家族の生年月日・家族の続柄・本籍地・前住所地・その他（ ））	円

様式第3号(その2) (第10条関係)

税務証明交付申請書(固定資産・法人等)

(あて先) 掛川市長

申請日 年 月 日

申請者(窓口に来た人)	住所			
	フリガナ	生 年 月 日		
	氏 名	MTSH 年 月 日		
納税義務者との関係	<input type="checkbox"/> 本人又は同一世帯員 <input type="checkbox"/> その他			

(注) 本人又は同一世帯員以外の方が申請する場合には、納税義務者本人自署の委任状が必要です。

証明を受ける人(納税義務者)	住所			
	フリガナ	生 年 月 日		
	氏 名	MTSH 年 月 日		
	法 人	所在地		
		名 称	⑩	

(注) 法人の場合は、代表者印の押印又は委任状が必要です。

1	固定資産評価通知書	登記専用	通
2	固定資産評価証明書	年度	通
3	固定資産公課証明書	年度	通
4	固定資産(補充)課税台帳登録事項証明書(公課用・評価用)	年度	通
5	土地・家屋名寄帳 写しの交付	年度	通
6	法人の所在証明書		通
7	その他の証明書 ()		通

申請の地番	種 別	物 件 の 所 在 地	登記簿の家屋番号
	土地・家屋		
	土地・家屋		
	土地・家屋		

職 員 記 載 欄		合 計
<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 写真付き住基カード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 在留カード等 <input type="checkbox"/> 障害者手帳等 <input type="checkbox"/> 司法書士証 <input type="checkbox"/> 行政書士証 <input type="checkbox"/> 土地家屋調査士証 <input type="checkbox"/> () 補助者証 <input type="checkbox"/> 宅建取引主任者証 <input type="checkbox"/> 介護保険調査員証 <input type="checkbox"/> 二点確認 (健康保険被保険者証 ・ 介護保険被保険者証 ・ 年金手帳 ・ 年金証書 ・ 写真無住基カード ・ 納税通知書 ・ 生活保護受給者証 ・ その他 ()) <input type="checkbox"/> 口頭確認 (家族構成 ・ 家族の生年月日 ・ 家族の続柄 ・ 本籍地 ・ 前住所地 ・ その他 ())		円

所得証明書

		号	
住所			
氏名		生年月日	

年分所得

総所得金額等	
給与収入額	
公的年金収入額	
繰越損失額	

総所得金額等の内訳		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

課 税 証 明 書

			号
住 所			
氏 名		生 年 月 日	

合 計 所 得 金 額		所 得 控 除 計			課 税 標 準 額 計				
所 得 の 内 訳		所 得 控 除 の 内 訳	控除対象配偶者		内 訳	課 税 総 所 得			
			配 偶 者 特 別 控 除			課 税 分 離 讓 渡 所 得 等			
			扶 養 控 除	特 定		人	課 税 山 林 所 得		
				老 人	人				
				他	人	市 県 民 税 額			
				扶 養 障 害			市 民 税	所 得 割 額	
			特 別		人	均 等 割 額			
			他		人	県 民 税	所 得 割 額		
			本 人 障 害				均 等 割 額		
				寡・勤		16歳未満の扶養親族の数		人	
				(備考)					
収 入									

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

納 税 証 明 書

号

納税義務者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	

年 度	税 目	納付すべき額	納 付 済 額	納期到来未納額	納期未到来未納額	備 考
		円	円	円	円	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

軽自動車税納税証明書

号

納税者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	
車両番号		

納税年月日	
証明書有効期限	
備考	

(注)

- 1 継続検査において自動車車検証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示してください。
- 2 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。
- 3 賦課期日（4月1日）後に所有者の変更があった場合には、備考欄に変更後の所有者について賦課期日の属する年度においては滞納がない旨記載されます。
- 4 この証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

法人市民税納税証明書

号

納税義務者	名称				
	所在地				
事業年度	年 月 日から 年 月 日まで				
税 目	納付すべき税額	納 付 済 額	未 納 額	未 納 額 の う ち 未 納 期 未 到 来 分	備 考
法人市民税	円	円	円	円	
(内 訳) 法人税割 均等割					

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

固定資産評価証明書

所有者	住所			号
	氏名			年度
所在地	地目（登記／現況） 又は種類・構造	家屋番号 登記地積又は床面積 現況地積又は床面積 （うち非課税分）	評価額	備考

上記物件は固定資産課税台帳に登録されていることを証明します。

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

固 定 資 産 公 課 証 明 書

所 有 者	住 所				号
	氏 名				年度
所 在 地	地目（登記／現況） 又は種類・構造	家屋番号 登記地積又は床面積 現況地積又は床面積 （うち非課税分）	固定資産税課税標準額 都市計画税課税標準額	固定資産税概算税額 都市計画税概算税額	備 考

上記物件は固定資産課税台帳に登録されていることを証明します。

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

様式第8号（その1）（第10条関係）

固定資産（補充）課税台帳登録事項証明書（公課用）

住所				号	
氏名				年度	
所在地	地目（登記／現況） 又は種類・構造	地積又は床面積 （登記／現況）	家屋番号 評価額	納税義務者	
	備考			固定資産税課税標準額	固定資産税概算税額
				都市計画税課税標準額	都市計画税概算税額

上記物件は固定資産課税台帳に登録されていることを証明します。

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

固定資産（補充）課税台帳登録事項証明書（評価用）

住所				号
氏名				年度
所在地	地目（登記／現況） 又は種類・構造	地積又は床面積 （登記／現況）	家屋番号 評価額	登記名義人又は現に所有している者
	備考			

上記物件は固定資産課税台帳に登録されていることを証明します。

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

所 在 証 明 書

事業所所在地	
事業所名	

備考：

上記のとおり所在することを証明します。

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

納 期 限 変 更 通 知 書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名

あなたは、地方税法第13条の2第1項第 号の規定に該当するため繰上徴収することになりましたので、次のとおり納期限を変更の上、徴収します。

繰 上 徴 収 に 係 る 徴 収 金 額	年度	期別	税目	納税通知 書等番号	変更前 納期限	税額	加 算 金 額	延 滞 金 額	滞 処 分 費	
備	変 更 納 付 （ 納 入 ） 期 限					納 付 （ 納 入 ） 場 所				
	年 月 日									
考										

この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により市長に異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

徴 収 猶 予 申 請 書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

次のとおり徴収の猶予を申請します。

徴収猶予を受けようとする金額	金額	年度	期別	税目	納期限	税額	督促	延滞金	滞納処分費	計	
		期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間								
理由											
該当条項	地 方 税 法 第 15 条 第 項 第 号										
納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額					
面	合 計 円										
	均等割によることができない理由										
担保提供	有（その種類）					無（その理由）					

市民税（法人税割）の徴収猶予申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

所在地
申請者 法人名
代表者 印

地方税法第15条の4の規定により、次のとおり法人税割について徴収猶予の申請をします。

事業年度 年 月 日から 申告分
年 月 日まで

区 分	申告による法人税割	納期限内の納付分		差引徴収猶予分	
	納期限 年 月 日	納付の日 年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで	
税 額	ア	イ		ウ（ア－イ）	
徴収猶予税額の納付方法					
回 数	徴収猶予申請期限	分納税額	延 滞 金		合 計
			日 数	金 額	
第 1 回	年 月 日		日		
第 2 回	年 月 日		日		
第 3 回	年 月 日		日		

徴収猶予許可通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで徴収猶予の申請のあったあなたの徴収金について、次のとおり徴収猶予を許可しましたので、納付計画を確実に履行してください。

徴収猶予を 許可した	金 額	明 細	別 紙 の と お り				
		合 計					
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで 月間					
該 当 条 項		地 方 税 法 第 15 条 第 項 第 号					
納 付 計 画	回 数	分 納 期 限	納 付 金 額	納 付 履 行	回 数	分 納 年 月 日	納 付 金 額
	1				1		
	2				2		
	3				3		
	4				4		
	5				5		
	6				6		
	7				7		
	8				8		
	9				9		
	10				10		
	11				11		
	12				12		
計			計				

(注)

- 1 分割納付（納入）の際には、その都度この許可通知書を持参してください。
- 2 「納付履行」欄は、分割納付（納入）の都度あなたが納めた年月日金額を記入して納付（納入）履行の参考にしてください。

徴収の猶予換価の猶予取消通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けにより通知した下記の徴収金に対する徴収の猶予（換価の猶予）は、地方税法第15条の 第 項第 号に該当するため取り消しますので、直ちに全額を納付（納入）してください。

徴収（換価）を猶予した金額			猶 予 期 間				徴収（換価）の猶予を取り消した金額			
円			年 月 日から 年 月 日まで				円			
徴収（換価）の猶予を取り消した金額の内容	年度期分（月）	税 目	納期限督促状発付	税額	加 算 額	延 滞 額	督 促 手数料	滞 納 処分費	備 考	
				円	円	円	円	円		
備 考										
<p>この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により市長に対して異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>										

年 月 日

様

掛川市長 氏 名

充 当 通 知 書

あなたの納められた税額が過誤納となりましたので次のとおり充当
します。

お問い合わせ番号

納付義務者			
充 当 理 由			
年 度		通知番号	
科 目		備 考	

充当合計額	
-------	--

【充当する金額の明細】

期 別	区 分	調 定 額			納 付 済 額			充 当 額		
		税 額	督手	延滞金	税 額	督手	延滞金	税 額	督手	延滞金
							明細計			

単位：円

【充当される金額の明細】 延滞金は、 年 月 日で計算しています。

年度	充 当 先 調 定	期別	区 分	充 当 額			残 未 納 額		
				税 額	督手	延滞金	税 額	督手	延滞金

単位：円

(注) この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により市長に対して異議申立てをすることができます。この処分の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

還 付 通 知 書

あなたの納められた税額が過誤納となりましたので次のとおり還付
します。

お問い合わせ番号

納付義務者			
還付理由			
年度		通知番号	
科目		備考	

明細合計		+	加算金		=	還付合計額	
------	--	---	-----	--	---	-------	--

期 別	区 分	調 定 額			納 付 済 額			還 付 さ れ る 額		
		税 額	督 手	延 滞 金	税 額	督 手	延 滞 金	税 額	督 手	延 滞 金
明細計										

単位：円

振込予定日		年 月 日	
振 込 先	金融機関		
	預金種目	口座番号	
	口座名義人		

(注) この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により市長に対して異議申立てをすることができます。この処分の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第17号（第11条関係）

（表面その1）

督促状

年度

税

様

掛川市長 氏 名 

税が未納となっております。至急納付してください。なお、納付済の場合は行き違いですので、ご了承ください。

お問い合わせ 課 係 TEL

(表面その2)

静岡県掛川市

納入済通知書

加入者名	掛川市会計管理者		口座記号 番号		合計金額			円
収納機関 番号		納付 番号			確認 番号		納付 区分	
納期限			期別		通知 番号			
納付期限								
延滞金			□□, □□□, □□□	円	督促手数料	□, □□□	円	総合計
氏名 納付者						領収日付印		
収納 コンビニ								

(掛川市/コンビニ本部控)

(表面その3)

納付書原符兼払込金受領証
(掛川市)

加入者名	掛川市会計管理者	
口座記号番号		
期別		
通知書番号		
納付番号		
納付者氏名		
税額		円
督促手数料		円
延滞金		円
合計金額		円
納期限		
納付期限		

※切り取らないでお出してください。

主管課名	領収日付印	
静岡県 掛川市		

(金融機関/コンビニ店舗控)

領収証書
(掛川市)

通知書番号	
納付番号	
納付者氏名	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計金額	円
納付期限	

※この領収証書は5年間大切に保管してください。

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。左記の金額を領収しました。



(納付者控)

(注) 裏面には、納期限、納付場所等を記載する。

納 税 管 理 人 申 告 書（ 税）

年 月 日

（あて先）掛川市長

（納税者）住 所
氏 名 ⑩
（名称）
生年月日 年 月 日
電話番号

次の者を 税の納税管理人として定めましたから申告します。

納 税 管 理 人	住（居）所	〒 -		
	ふりがな		電話	
	氏 名 生年月日			
届 出 理 由				

承 認 書

年 月 日

（あて先）掛川市長

納税者（特別徴収義務者）の納税管理人を承知しました。

住 所
納税管理人
氏 名 ⑩

納 期 限 延 長 申 請 書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
 申請者
 氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

次の理由により納期限を延長して下さるよう申請します。

年 度	年 度	税 目	税	納 期 別	税 額	円
延 長 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			延長後 の 納期限	年 月 日	
延長を必要とする理由						

（注）納期限の延長を受けようとする理由を証明する書類を添付してください。

市税納期限延長承認（申請却下）通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

下記のとおり承認（申請却下）しましたので通知します。

納期限延長申請書 提出年月日		年 月 日		納期限延長申請書 受付年月日		年 月 日	
年度	年度	税目	税	納期の別	期 分		
税 額		円		納期延長の金額		円	
納期延長の期間		年 月 日から 年 月 日まで 日間					
却下の理由							
<p>この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により市長に審査請求することができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>							

徴 収 嘱 託 書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

ご多忙中誠に恐縮ですが、下記の者の市税について、地方税法第20条の4の規定により徴収嘱託します。

なお、お手数ながら別紙各事項につき調査の上ご回答ください。

納税者又は特別徴収義務者	住（居）所 （所在地）						
	氏 名 （名 称）						
嘱託する 徴収金	年度	税 目	番 号	期 別	税 額	督促手数料	備 考

- (1) 延滞金は、地方税法の規定に基づき徴収してください。
- (2) 生活困窮等徴収不能の場合は、その旨回答用紙にてご回答ください。
- (3) 滞納者には、 月 日までの期限で催告書を発してあります。

(表面)

年度市民税・県民税

申告書

現住所	様 氏名	整理番号	長あて	
		業種又は職業	提出年月日	
		電話番号		
フリガナ	様	申告者本人の 生年月日	世帯主の氏名	続柄
氏名	氏名	明・大 昭・平 . .		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
⑪ 医療費控除	支払った医療費	保険金などで補てんされる金額	
	円	円	
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	
		円	
	合計		
⑭ 生命保険料控除	一般の保険料の計	個人年金保険料の計	
	円	円	
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
	円	円	
⑯～⑰ 寡婦(寡夫)、 勤労学生控除	⑯ <input type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還)		⑰ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)
⑱ 障害者控除	氏名	障害の程度	級度 級度
	氏名	障害の程度	級度 級度
⑲～⑳ 配偶者控除・配偶者 特別控除	配偶者の氏名	生年月日	明・大 昭・平 . .
		配偶者の 合計所得金額	円
㉑ 扶養控除	氏名	生年月日	同居・別居の区分 続柄 控除額
		明・大 昭・平 . .	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 万円
		明・大 昭・平 . .	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
㉒ 16歳未満の (控除対象外)の 扶養親族		平 . .	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
		平 . .	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
別居の扶養親族や専従者がいる場合には、裏面に氏名及び住所を記入してください。			扶養控除額の合計

5 事業専従者に関する事項

専従者	氏名	続柄	生年月日	支給額
			明大昭平 . .	
			明大昭平 . .	

分離課税に係る所得等のある方は、裏面に記載してください。
裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア	
	業	業	イ	
	不動産		ウ	
	利子		エ	
	配当		オ	
	給与		カ	
	雑 総合譲渡	公的年金等		キ
		その他		ク
		短期		ケ
	長期		コ	
一時		サ		
2 所得金額	事業	営業等	①	
	業	業	②	
	不動産		③	
	利子		④	
	配当		⑤	
	給与		⑥	
	雑		⑦	
	総合譲渡・一時		⑧	
	合計		⑨	
4 所得から差し引かれる金額	雑損控除		⑩	
	医療費控除		⑪	
	社会保険料控除		⑫	
	小規模企業共済等掛金控除		⑬	
	生命保険料控除		⑭	
	地震保険料控除		⑮	
	寡婦(寡夫)控除		⑯	
	勤労学生、障害者控除	⑰～⑱		
	配偶者控除		⑲	
	配偶者特別控除		⑳	
扶養控除		㉑		
基礎控除		㉒		
合計		㉓		

(裏面)

6 給与所得の内訳 (源泉徴収票のない方)

月	日	給	勤務 日数	月	収
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等					円
合計金額					円
勤務先所在地					
勤務先・電話番号					

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円
		合計(A-Bの計)	C

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額(A)	必要経費(B)
		円	円
		合計(A-Bの計)	C

Aの合計金額を表面の収入金額等の欄オに記入してください。
Cの金額を表面の所得金額欄⑥に転記してください。

9 雑(その他)所得に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収入金額(A)	必要経費(B)
		円	円
		合計(A-Bの計)	C

Aの合計金額を表面の収入金額等の欄ケへ記入してください。Cの金額と公的年金等の所得金額の合計を表面の所得金額欄⑦に転記してください。

10 総合譲渡・一時所得に関する事項

		収入金額(A)	必要経費(B)	差引金額(A-B)=(C)	特別控除額(D)	所得金額(C-D)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	ケ 円
	長期					コ
一時						サ
					合計 ケ + [(コ+サ) × 1/2]	E

右の所得金額欄ケ・コ・サの金額を表面の収入金額等の欄ケ・コ・サへそれぞれ転記してください。
また、Eの金額を表面の所得金額欄⑧へ転記してください。

11 分離課税等所得の内訳

種目	収入金額(A)	必要経費(B)	差引金額(A-B)=(C)	特別控除額(D)	所得金額(C-D)
分離短期	円	円	円	円	円
分離長期					
株・先物					
株配当					
特例適用条文					

12 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

◎扶養者・専従者のうち別居している人の住所

氏 名	住 所

◎給与所得以外の市県民税の納付方法

給与から天引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

※ 65歳以上の方の公的年金に係る市県民税については、給与から天引き(特別徴収)はできません。

◎非課税証明書発行・国民健康保険税算出等の参考資料になりますのでご協力ください。

前年中に所得のなかった方の記入欄 (該当番号を○で囲んで記入してください。)	1 右記の人に扶養(仕送)されていた	氏名	あなたとの続柄
		住所	
	2 学生であった	学校名	年 月 日卒業見込
	3 入院・入所中であった	病院・施設名	
	4 次の年金を受給している	a 遺族年金 b 障害年金	
	5 無職だった	a 失業保険を受給していた b 求職中だった c 家事手伝い d 家族の介護や看病をしていた e 病気・けが等で仕事ができなかった f その他()	
6 その他	(昨年状況を記入してください)		

源泉徴収票添付らん

医療費・生命保険「二契約九千円超」などの証明書添付らん

（1枚目表面）

年度
市民税・県民税 納税通知書

様

市民税・県民税額を下記のとおり決定しましたので通知します。
各納期の税額をそれぞれの納期限までに納めてください。

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

納税義務者	
世帯番号	
通知番号	
年金の種類	
支払者名称	

下記に記載のある方は口座振替納税です。

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			
納付区分			

期 別	普通徴収 期割納付額 (円)	納 期 限
第1期分		
第2期分		
第3期分		
第4期分		

※右記の仮徴収額は、年度に公的年金からの特別徴収の対象者であり、年度も引き続き公的年金の支払いを受ける場合、年度分の市県民税額として、公的年金の支払者が特別徴収の方法によって徴収するものです。

徴収月	公的年金特別徴収 月割徴収額 (円)
4月	
6月	
8月	
10月	
12月	
2月	
徴収月	仮徴収額 (円)
4月	
6月	
8月	

※公的年金特別徴収対象者のみ

(2枚目表面)

通知番号														【市民税】			
所得金額				所得控除額				税額				市民税		県民税		税額控除	税額控除額
総合課税所得の内訳	給与収入金額		雑損控除		税額				市民税		県民税						
	給与所得		医療費控除		総所得												
	営業等所得		小規模企業共済		山林所得												
	農業所得		社会保険料控除		分離短期譲渡所得												
	不動産所得		生命保険料控除		分離長期譲渡所得												
	利子所得		地震保険料控除		株式等譲渡所得												
	配当所得				上場株式等の配当所得												
	公的年金等	収入金額	障害・寡フ・勤労		先物取引所得												
		所得金額	配偶者控除		特例肉用牛所得												
	その他		配偶者特別控除		税額控除額												
雑所得		扶養控除		所得割額													
短期・長期・一時所得		基礎控除		均等割額													
		所得控除計		合計													
損失の繰越控除額		課税標準額		控対配	扶養	障害	年税額										
総所得金額		総所得		有	無	老	特	老	16	その	同	特	その	給与特別徴収税額			
山林所得		山林所得					定	人	歳	他	居	別	他	年金特別徴収税額			
分離短期譲渡所得		分離短期譲渡所得					居	人	未		内	人		普通徴収税額			
分離長期譲渡所得		分離長期譲渡所得					人	人	満			人		控除不足額			
株式等譲渡所得		株式等譲渡所得		本人該当事項				普通徴収納付額									
上場株式等の配当所得		上場株式等の配当所得		未	障	寡	寡	勤									
先物取引所得		先物取引所得		成	害	婦	夫	労									
特例肉用牛所得		特例肉用牛所得		年	特	一	特	学									
								生									
								還付充当可能額									

(注) 1枚目裏面及び2枚目裏面には、市民税・県民税課税の根拠等（納税義務者、課税標準、徴収区分の変更、納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示、税率等）を記載する。

静岡県掛川市

納入済通知書

加入者名	掛川市会計管理者		口座記号 番号		合計金額			円
収納機関 番号		納付 番号			確認 番号		納付 区分	
納期限			期別		通知 番号			
納付期限								

延滞金	□□, □□□, □□□□円	督促手数料	□, □□□□円	総合計	円
納 氏 付 名 者				領 収 日 付 印	
コ ン ビ ニ 用 ニ	(ご注意) 金額を訂正した場合、 コンビニエ ンスストア では納付で きません。 (掛川市/コンビニ本部控)				

※切り取らないでお出してください。

(3枚目)

納付書原符兼払込金受領証
(掛川市)

加入者名	掛川市会計管理者	
口座記号番号		
期 別		
通知書番号		
納付番号		
納付者氏名		
税 額		円
督促手数料		円
延滞金		円
合計金額		円
納期限		
納付期限		

主管課名	領 収 日 付 印	
静岡県 掛川市		

(金融機関/コンビニ店舗控)

領 収 証 書
(掛川市)

通知書番号	
納付番号	
納付者氏名	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計金額	円
納付期限	



(納付者控)

※この領収証書は5年間大切に保管してください。

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。

左記の金額を領収しました。

(注) 裏面には、納付場所等を記載する。

様式第24号（第12条関係）

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

〒 様	特別徴収税額				課税人員		非課税人員	
	月割額		人数	税額		人数	税額	
		6月分			12月分			
		7月分			1月分			
		8月分			2月分			
		9月分			3月分			
		10月分			4月分			
		11月分			5月分			

掛川市

地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）第1項並びに市税条例第38条の規定により、年度給与所得等に係る市民税及び県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。また、この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

指定番号	個人番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	月割額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
						7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
住所				氏名	変更月	月			

指定番号	個人番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	月割額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
						7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
住所				氏名	変更月	月			

指定番号	個人番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	月割額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
						7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
住所				氏名	変更月	月			

指定番号	個人番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	月割額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
						7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
住所				氏名	変更月	月			

特別徴収義務者名

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）																				
所得	給与収入					主たる給与 以外の合算 所得区分	営業等	農業	不動産	利子	配当	給与	雑	譲渡・一時	課税標準	総所得③				
	給与所得															分離短期譲渡				
	その他の所得計															分離長期譲渡				
総所得金額 ①																				
所得控除	雑損					障・寡・勤														
	医療費					配偶者														
	社会保険料					配偶者特別														
	小規模企業共済					扶養														
	生命保険料					基礎														
	地震保険料					所得控除合計②														
（摘要）																				

課税標準	総所得③				
	分離短期譲渡				
	分離長期譲渡				
	山林所得				
	株式等の譲渡				
	上場株式等の配当				
先物取引					

市民税	税額控除前所得割額④					受給者番号	氏名			指定番号																
	税額控除額⑤																									
	所得割額⑥						住 所			個人番号																
	均等割額⑦																									
県民税	税額控除前所得割額④					あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。																				
	税額控除額⑤																									
	所得割額⑥																									
	均等割額⑦																									
額	特別徴収税額⑧												年 月 日			掛川市長 氏 名 印										
	控除不足額⑨												月割額	6月分			9月分			12月分			3月分			
	既充当額⑩													7月分			10月分			1月分			4月分			
	既納付額⑪													8月分			11月分			2月分			5月分			
	差引納付額（⑧-⑩-⑪、⑫）												問い合わせ先													
	変更前税額⑫																									
増減額（⑧-⑫）																										
変更月																										

（注）裏面には、税額の計算方法、税率、所得控除、税額控除等を記載する。

（表面）

静岡県 掛川市
市区町村コード

個人市民税 個人県民税 領収証書 ㊦

静岡県 掛川市
市区町村コード

個人市民税 個人県民税 納入書 ㊦

静岡県 掛川市
市区町村コード

個人市民税 個人県民税 納入済通知書 ㊦

口座番号		加入者名																		
		掛川市																		
年 月 分		指定番号																		
納入金額	給与分 <small>（一括徴収分を含む）</small>	億	千	百	十	万	千	百	十	円										
	退職所得分																			
	延滞金																			
	督促手数料																			
	合計額																			
納 期 限		年 月 日																		
（特別徴収義務者）																				
住所（所在地）〒																				
氏名（名称）																				
												様								

上記のとおり領収しました。

領収日付印	
-------	--

（納入者保管用）

口座番号		加入者名																		
		掛川市																		
年 月 分		指定番号																		
納入金額	給与分 <small>（一括徴収分を含む）</small>	億	千	百	十	万	千	百	十	円										
	退職所得分																			
	延滞金																			
	督促手数料																			
	合計額																			
納 期 限		年 月 日																		
（特別徴収義務者）																				
住所（所在地）〒																				
氏名（名称）																				
												上記のとおり納入します。								

日 計	円	領収日付印	
	円		

（金融機関保管）

口座番号		加入者名																		
		掛川市																		
年 月 分		指定番号																		
納入金額	給与分 <small>（一括徴収分を含む）</small>	億	千	百	十	万	千	百	十	円										
	退職所得分																			
	延滞金																			
	督促手数料																			
	合計額																			
納 期 限		年 月 日																		
（特別徴収義務者）																				
住所（所在地）〒																				
氏名（名称）																				
												納								

取りまとめ店	
上記のとおり通知します。	
（取りまとめ店）	
〔受付店 → 掛川市指定 金融機関 → 掛川市〕	

（掛川市保管）

(裏面)

個人市民税 個人県民税 納入申告書											
(あて先) 掛川市長							(受付印)				
年 月 日提出											
年 月分			人員		人						
氏名				勤続年数		年					
退職手当等 支払金額		+	億	千	百	+	万	千	百	+	円
特別 徴収 税額	市民税										
	県民税										
(特別徴収義務者)											
住所 (所在地) 〒											
氏名 (名称)											㊞
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。											

指定(代理)取扱い金融機関

次の金融機関の本店・本所及び各支店・支所

金融機関名

退職所得に係る納入申告書の記入について

退職された納税者で分離課税に係る所得割額を納入される方があるときは、納入申告書に該当事項を記入願います。とくに、退職手当等支払金額・市民税額・県民税額は、誤りのないよう正確に記入してください。

また、あわせて退職所得の源泉徴収票の提出も必ず願います。

ゆうちょ銀行・郵便局で納入する場合の取扱場所

- (1) 静岡県、愛知県、三重県及び岐阜県内のゆうちょ銀行各店又は郵便局
 - (2) (1) 以外で掛川市が指定したゆうちょ銀行各店又は郵便局
- ※ ゆうちょ銀行又は郵便局における納入は、納期限内に限る。

(表面) 年度
市民税・県民税の決定又は変更通知書

様

下記のとおり決定（変更）しましたので通知します。

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

納税義務者	
世帯番号	
通知番号	
年金の種類	
支払者名称	

下記に記載のある方は口座振替納税です。

金融機関	
口座種別	口座番号
口座名義人	
納付方法	

決定（変更）理由	
----------	--

区分	変更前の額 円	変更後の額 円
所得金額		
所得控除額		
所得控除計		
総所得課税標準額		
分離課税標準額		

区分	変更前の額 円	変更後の額 円	差引増減額 円	納期限
納付合計				
第1期				
第2期				
第3期				
第4期				
随時期				
随時期				
過新分				

この通知は、市税・県民税の決定又は変更の通知書として、納税義務者に対して送付するものとする。この通知は、市税・県民税の決定又は変更の通知書として、納税義務者に対して送付するものとする。この通知は、市税・県民税の決定又は変更の通知書として、納税義務者に対して送付するものとする。

区分	変更前の額 円	変更後の額 円	
市民税			
県民税			
年 税 額			
控 除 不 足 額			
納 付 額			
還 付 充 当 可 能 額			
控 対 配	扶 養	障 害	本 人 該 当 事 項
有 無	特 定 同 居 内 老 人 16 歳 未 満 人	同 居 内 特 別 其 他 人	未 成 年 障 害 特 他 寡 婦 一 般 特 別 寡 夫 勤 労 学 生

(特別徴収月割納付額)

(税額控除内訳)

区分	変更前の額 円	変更後の額 円	差引増減額 円	調整控除
納付合計				
4月				
6月				
8月				
10月				
12月				
2月				
仮徴収	変更前の額 円	変更後の額 円	差引増減額 円	
翌4月				
翌6月				
翌8月				
区分	変更前の額 円	変更後の額 円	差引増減額 円	
納付合計				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
4月				
5月				

(注) 裏面には、市民税・県民税課税の根拠等（納税義務者、課税標準、徴収区分の変更、納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、税率等）を記載する。

個人の市民税県民税減免申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住 所

申請者

氏 名

掛川市税条例第47条第1項の規定により下記に係る市民税県民税の減免を受けたく別紙証拠書類を添えて申請します。

年 度	期 別	納 期 限	市 民 税 県 民 税 の 合 計 額
減免を受けようとする理由			

法人の市民税減免申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

所在地

申請者 名 称

代表者

掛川市税条例第47条第1項の規定により下記に係る市民税の減免を受けたく別紙証拠書類を添えて申請します。

法人税額の課税標準の算定期間 又は均等割額の算定期間	申告区分	納 期 限	税 額
減免を受けようとする理由			

個人の市民税県民税減免（不承認）通知書

年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

掛川市税条例第47条第1項の規定により申請のあった市民税県民税の減免について、次のとおり決定したので、通知します。

年 度 区 分		年 度			
区 分	年 税 額	第 1 期 分	第 2 期 分	第 3 期 分	第 4 期 分
当 初 税 額					
減 免 税 額					
決 定 税 額					
不承認の理由					
<p>この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に審査請求することができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>					

法人の市民税減免（不承認）通知書

年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

掛川市税条例第47条第1項の規定により申請のあった法人市民税の減免については、次のとおり決定したので、通知します。

決 定 事 項
<p>この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に審査請求することができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

特別徴収義務者（給与支払者）

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者職氏名

印

特別徴収義務者

指 定 番 号

連絡先担当者 氏名

電話

掛川市税条例第41条の規定により特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

納期の特例の適用を受けようとする税額	年 月以降に徴収する市民税・県民税特別徴収税額				
最近6ヶ月間における月別の支払いを受ける者の人員及び当該給与の金額の明細 〔申請先市以外から勤務している者を含みます。〕		常時給与の支払いを受ける者		臨時雇用者	
		人員	給与の支払総額	人員	給与の支払総額
	年月分	人	円	人	円
	年月分				
現在、市税の滞納がある場合の滞納税額等の内訳	税 目	年度	期別	滞 納 税 額	
				円	
滞 納 の 理 由					
申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日	有（ 年 月 日承認取消） ・ 無				
備 考					

市民税県民税特別徴収税額の納期の特例承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けの市民税県民税特別徴収の納期の特例の申請について次のとおり通知します。

記

市民税県民税特別徴収の納期の特例の申請について承認（不承認）します。

（注）この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

市民税県民税特別徴収税額の納期の特例の承認取消しについて

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により承認した市民税県民税特別徴収税額の納期の特例は、次の理由により取り消しましたので通知します。

取消しの理由

（注）この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

市民税県民税特別徴収税額の納期の特例に関する適用要件欠格届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者 住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付け 第 号により承認を受けた市民税県民税特別徴収税額の納期の特例に関する適用を次の理由により欠くこととなりましたので、掛川市税条例第42条の規定により届け出ます。

1 納期の特例の要件を欠くこととなった理由

2 その他の参考事項

固定資産税の非課税規定適用申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住（居）所（所在地）
 申請者
 氏 名（名称） ㊟
 電 話

地方税法第348条第2項の規定により、固定資産の非課税の適用を受けたいので、次のとおり申請します。

1 土地、家屋						
土地、家屋の別	所在、地番	家屋番号	地目又は家屋の種類	家屋の構造	地積又は床面積	用途
2 償却資産						
所在地		種類		数量	用途	
3 設立、登録、登記開始年月日		4 土地の区域変更年月日		5 直接その用に供し始めた時期		
6 添付書類				7 その他必要な事項		

固定資産税非課税事由消滅申告書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者 住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

下記の固定資産について地方税法第348条第2項第 号の規定により固定資産税の非課税の規定の適用を受けていましたが、直接その用に供しない（有料で使用させる）こととなりましたので、市税条例第66条の規定により申告します。

1 土地又は家屋

土地、家屋の別	所在、地番	家屋番号	地目又は家屋の種類	家屋の構造	地積又は床面積	用途

2 償却資産

所在地	種類	数量	用途

3 直接その用途に供しなくなった年月日

（有料で使用させることとなった年月日） 年 月 日

4 その他必要な事項

納税義務者	個人番号		住所		所有者	個人番号		住所		納税管理人 代納者等	個人番号		住所							
	個人法人区分		氏名			氏名		氏名												
土地	物件異動日	物件異動事由	土地の所在地				登記地目	登記地積 (㎡)	価 格 (円)			固定資産税課税標準額	小規模	小規模住宅地積 (㎡)	前年度固定課税標準額	摘 要				
	所有権異動日	所有権異動事由	市街化区分	画地番号	物件番号	負担水準(小規模/一般/非住宅法人・個人/農地)	農 振	現況地目				課税地積 (㎡)	都市計画税課税標準額	住宅戸数	一般住宅地積 (㎡)		前年度都市計画税標準額			
合 計	一般田	筆 ㎡ 円 円 円	介在田	筆 ㎡ 円 円 円	市街化田	筆 ㎡ 円 円 円	一般畑	筆 ㎡ 円 円 円	介在畑	筆 ㎡ 円 円 円	市街化畑	筆 ㎡ 円 円 円	宅地	筆 ㎡ 円 円 円	塩田	筆 ㎡ 円 円 円	鉱泉地	筆 ㎡ 円 円 円	池沼	筆 ㎡ 円 円 円
	一般山林	筆 ㎡ 円 円 円	宅地介在山林	筆 ㎡ 円 円 円	農地介在山林	筆 ㎡ 円 円 円	牧場	筆 ㎡ 円 円 円	原野	筆 ㎡ 円 円 円	ゴルフ場	筆 ㎡ 円 円 円	遊園地	筆 ㎡ 円 円 円	鉄道用地	筆 ㎡ 円 円 円	雑種地	筆 ㎡ 円 円 円	非課税地	筆 ㎡ 円 円 円
家屋	物件異動日	物件異動事由	家屋の所在地		家屋番号	床面積(上段：登記、下段：現況)		建築年次	再 建 築 費		価 格 (円)		固定資産税課税標準額	摘 要						
	所有権異動日	所有権異動事由	用途・構造	物件番号		一 階 (㎡)	一階以外 (㎡)		評 点	数	都市計画税課税標準額									
合 計	木造	棟	㎡	円	円	円	非木造	棟	㎡	円	円	円	円							

※所有者合計欄の表示内容

土地(地目別)：筆数、課税地積、評価額、固定資産税課税標準額、都市計画税課税標準額

家屋(木造・非木造別)：棟数、現況床面積、評価額、固定資産税課税標準額、都市計画税課税標準額

プリント番号

土地課税台帳兼土地補充課税台帳

所有者	個人番号	氏名・名称							異動			
									事由	年月日		
納税義務者	個人番号	氏名・名称							異動			
									事由	年月日		
所在地				大字	小字	本番	枝番	小枝番	孫番	異動		
										事由	年月日	
地目	登記		地積	登記 (㎡)	課税 (㎡)	小規模 (㎡)	一般 (㎡)	非住宅他 (㎡)	非課税 (㎡)			
	名称											
	現況		特例	課税標準額の特例			税額の軽減			税額の減免		
	名称			開始年	対象地積 (㎡)	開始年	対象地積 (㎡)	開始年	対象地積 (㎡)			
評価	標準地(路線)番号		標準地(路線)単価	造成費単価 (円)		比準割合	評価補正率		評価額単価	宅地化調整補正率	時点修正率	
	価格 (円)		宅地比準	農舎評価区分	画地番号	市街化区分	都市計画税		課税標準額 (円)			課/非
									固定資産税			
備	生産緑地指定	市街化農地		使用収益日	国土調査			砂防指定地			物件番号	
		開始年	課税標準額(円)		調査日	地積 (㎡)	整理番号	開始年	採用地積 (㎡)	地積割合		

家屋課税台帳兼家屋補充課税台帳

所有者	個人番号	氏名・名称						異動				
								事由	年月日			
納税義務者	個人番号	氏名・名称						異動				
								事由	年月日			
所在地			大字	小字	本番	枝番	小枝番	孫番	異動			
									事由 年月日			
床面積	現況一階 (㎡)	現況一階以外(㎡)	登記一階 (㎡)	登記一階以外(㎡)	居住個数		居住床面積 (㎡)	建築年次	家屋番号			
特例	課税標準額の特例		税額の軽減			税額の減免			図面番号	調査番号		
	開始年	床面積 (㎡)	開始年	床面積 (㎡)	開始年	床面積 (㎡)						
評価	用途	構造		鉄骨		工法		屋根	増築有無	地上階数	地下階数	木／非
評価	一点単価 (円)	理論評価額 (円)	価格 (円)	課税標準額 (円)	名称							
評価	課／非	再建築費評価点数	経年減点補正率	需要補正率	備考					物件番号		

区分所有に係る家屋の固定資産税額のおん分補正申告書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住 所
 代表者
 氏 名 ⑩

地方税法施行規則第15条の3第2項の規定により、区分所有に係る家屋に係る固定資産税額のおん分割合について下記のとおり区分所有者全員が協議して定めましたので市税条例第72条の規定により、区分所有者全員の協議に基づくものである証拠書類を添えて申し出します。

家屋の所在						
家屋の明細	家屋番号		種 類		構 造	
	床面積		用 途			
区分所有者の住所、氏名及び建物の区分所有等に関する法律第10条の規定による割合						
補正の方法						

（1枚目表面）

年度

固定資産税・都市計画税 納税通知書

様

固定資産税額及び都市計画税額を下記のとおり決定しましたので通知します。
各納期の税額をそれぞれの納期限までに納めてください。

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

納税義務者	
-------	--

世帯番号		
通知番号		

下記に記載のある方は口座振替納税です。

※個人情報保護のため口座番号の一部が「*」表示となっています。

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			
納付区分			

期別	期割税額 (円)	納期限
第1期分		
第2期分		
第3期分		
第4期分		

この税金についてのお問い合わせ

〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所

課税について

土地に関する事	課	係
家屋に関する事	課	係
償却資産に関する事	課	係

納税について

納付書の再発行、口座振替、督促状及び納税相談に関する事
課

（注）裏面には、課税の根拠となった法律及び条例の規定、課税の方法、納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示等を記載する。

年度

固定資産税・都市計画税 納税通知書

	土地の課税標準額 (円)	家屋の課税標準額 (円)	償却資産の課税標準額 (円)	課税標準額の合計 ㉞ (円)
固定資産税				
都市計画税				
	算出税額 ① (円)	軽減税額 ㉟ (円)	敷地権持分税額 (円)	確定税額 ① - ㉟ - ㊱ (円)
固定資産税				①
都市計画税				②
	減免税額 ㊲ (円)	年税額 ① + ② (円)		

算出税額① = 課税標準額の合計㉞ × 税率

固定資産税	$\frac{1.4}{100}$
都市計画税	$\frac{0.3}{100}$

(注) 裏面には、納付場所等を記載する。

納税義務者	納税管理人	枚目		枚中		
		世帯番号				
		通知番号				
資産 区分	土地又は家屋の所在地		家屋番号		前年度固定資産税課税標準額 (円)	当該年度固定資産税課税標準額 (円)
	課税地目 (住宅区分) 又は家屋用途・構造・屋根・階数		建築年次	課税地積又は床面積 (㎡)	前年度都市計画税課税標準額 (円)	当該年度都市計画税課税標準額 (円)
	備考		当該年度評価額 (円)		軽減税額 (円)	差引税相当額 (円)

(注) 裏面には、課税明細書の内容、土地の課税標準額、都市計画税の概要について記載する。

(4枚目表面)

静岡県掛川市

納入済通知書

加入者名	掛川市会計管理者		口座記号 番号		合計金額			円
収納機関 番号		納付 番号			確認 番号		納付 区分	
納期限			期別		通知 番号			
納付期限								

延滞金	□□, □□□, □□□□円	督促手数料	□, □□□□円	総合計	円
納 氏 付 名 者				領 収 日 付 印	
コ ン ビ ニ 用 ニ	(ご注意) 金額を訂正した場合、 コンビニエンスストア では納付できません。 (掛川市/コンビニ本部控)				

※切り取らないでお出しく下さい。

納付書原符兼払込金受領証
(掛川市)

加入者名	掛川市会計管理者	
口座記号番号		
期 別		
通知書番号		
納付番号		
納付者氏名		
税 額		円
督促手数料		円
延滞金		円
合計金額		円
納期限		
納付期限		

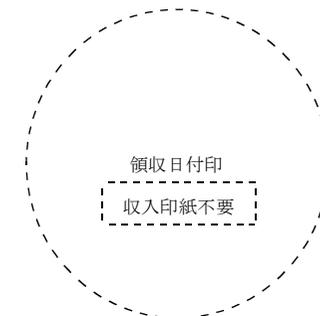
主管課名	領 収 日 付 印	
静岡県 掛川市		

(金融機関/コンビニ店舗控)

領 収 証 書
(掛川市)

通知書番号	
納付番号	
納付者氏名	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計金額	円
納付期限	

※この領収証書は5年間大切に保管してください。



(納付者控)

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。

左記の金額を領収しました。

(注) 裏面には、納付場所等を記載する。

固定資産税減免申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者（納税義務者）

住所

氏名（名称）

印

掛川市税条例第80条第1項の規定により、固定資産税の減免を受けたいので、下記のとおり別紙証拠書類を添えて申請します。

1 土地・家屋

区分	所在地	地目・種類・構造	地積又は面積（㎡）	価 格
土 地				
家 屋				

2 償却資産

所在地	種 類	数 量	価 格

3 減免を受けようとする税額

年 度	期 別	税 額	適 用

4 減免事由

--

年度固定資産税減免（不承認）通知書

年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

掛川市税条例第80条第1項の規定により申請のあった固定資産税の減免について、次のとおり決定したので通知します。

区 分	所 在 地	地目・種類・構造		地積・面積・数量（㎡）		価 格
土 地						
家 屋						
償 却						
区 分	1 期	2 期	3 期	4 期	合 計	
当初税額						
減免税額						
決定税額						
不承認の理由						

（注）この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

（表面）

8 cm

契印

第 号

固 定 資 産 評 価 員 証

氏 名

年 月 日生

年 月 日 交 付

掛川市長 氏 名 印

5 cm

（裏面）

- 1 本証は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のため質問し、又は検査を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の、有効期間は、交付の日から1年とする。
- 5 本証の有効期間が満了したときは、その日から10日以内に本証を市長に返還しなければならない。

（表面）

8 cm

契印

第 号

固 定 資 産 評 価 員 補 助 員 証

氏 名

年 月 日生

年 月 日 交 付

掛川市長 氏 名 印

5 cm

（裏面）

- 1 本証は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のため質問し、又は検査を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の、有効期間は、交付の日から1年とする。
- 5 本証の有効期間が満了したときは、その日から10日以内に本証を市長に返還しなければならない。

（左上欄）

軽自動車税納税通知書

様

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

世帯番号	
通知番号	
識別番号	

【納付者氏名】

様

お問い合わせ 課 係

- * 下記の金額を納期限までに納付してください。
- * 納税の取り扱い金融機関は、裏面をご覧ください。

年度 期分

車両番号（又は標識番号）	車種
税 額	円

納 期 限 年 月 日

（注）右上欄には、軽自動車税の税率表、賦課の根拠となる法律、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示、納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置等を記載する。

(下欄)

静岡県掛川市

納入済通知書

加入者名	掛川市会計管理者		口座記号 番号			合計金額			円
収納機関 番号		納付 番号			確認 番号		納付 区分		
納期限			期別		通知 番号				
納付期限									

延滞金	□□□□□□□□	円	督促 手数料	□□□□□□	円	総合計	□□□□□□□□	円
氏名	納付者						領収日付印	
収納用	コンビニ						領収日付印	

(掛川市/コンビニ本部控)

(注意) 正、エアで
訂合、エアド
金額を場ビスト付
したンスは納付ん。
でまき

納付書原符兼払込金受領証
(掛川市)

加入者名	掛川市会計管理者	
口座記号番号		
期別		
通知書番号		
納付番号		
納付者氏名		
税額		円
督促手数料		円
延滞金		円
合計金額		円
納期限		
納付期限		

主管課名	領収日付印
静岡県 掛川市	

(金融機関/コンビニ店舗控)

領収証書
(掛川市)

通知書番号	
納付番号	
納付者氏名	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計金額	円
納付期限	

領収日付印
取入印紙不要

(納付者控)

※この領収書は5年間大切に保管してください。

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。お支払の場合は切り取らないでお出しください。

軽自動車税納税証明書(掛川市)

車両番号

上記の軽自動車に係る軽自動車税は、滞納がないことを証明します。

証明書有効期限

上記を「*」印で抹消したものは、領収日付印のないものは無効です。

掛川市長 氏 名 印

主管課名	領収日付印
静岡県 掛川市	

(納付者控)

*車両検査に必要ですから大切に保管してください。

（表面）

軽自動車税納税通知書（口座振替用）

様

下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

世帯番号	
通知番号	
識別番号	

【納付者氏名】

様

年度 期分

車両番号（又は標識番号）	車種
税 額	

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			

納期限	年	月	日
-----	---	---	---

◎上記口座より自動振替されますので、振替不能にならないようご注意ください。

（注）裏面には、軽自動車税の税率表、賦課の根拠となる法律、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示、納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置等を記載する。

様式第49号（第14条関係）

軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書
（原動機付自転車・小型特殊自動車）

年 月 日

（あて先）掛川市長

次のとおり申告（報告）及び申請します。

申告の理由		種 別		標識番号	納税義務発生年月日
新 規	変 更	原 動 機 付 自 転 車	小型特殊自動車		
<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 標識番号 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 第一種(0.05L以下) <input type="checkbox"/> 第二種乙(0.09L以下) <input type="checkbox"/> 第二種甲(0.125L以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他（ ）		年 月 日
				旧標識番号	

納税 （申告・報告） 義務者	所 有 者	住所又は所在地	〒□□□-□□□□		所有形態	1 自己所有 2 所有権留保 3 商品車 4 リース車 5 その他（ ）			
		（フリガナ） 氏名又は名称	----- Ⓜ		主たる定置場	1 左記所有者の住所又は所在地と同じ（ ） 2 （ ）			
		生 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	電話番号		車 名	型 式 及 び 年 式	原 動 機 の 型 式	
使 用 者		住所又は所在地	〒□□□-□□□□				型 年式		
		（フリガナ） 氏名又は名称	----- Ⓜ			車 台 番 号	型 式 認 定 番 号	総排気量又は定格出力	
		生 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	電話番号				L kW	
届 出 者		住所又は所在地			販売譲渡証明書	上記原動機付自転車・小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明 します。 年 月 日			
		（フリガナ） 氏名又は名称	----- Ⓜ			住所又は所在地			
		電 話 番 号				氏名又は名称	Ⓜ		
						電話番号			
								廃車証明書有 販売確認書有 譲渡証明書有 車籍票	号

様式第50号（第14条関係）

軽自動車税廃車申告書兼標識返納書
（原動機付自転車・小型特殊自動車）

年 月 日

（あて先）掛川市長

次のとおり申告及び標識の返納をします。

申告の理由	種 別		標識番号	年 月 日
	廃 車	原 動 機 付 自 転 車		
<input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 盗難・紛失 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 第一種(0.05L以下) <input type="checkbox"/> 第二種乙(0.09L以下) <input type="checkbox"/> 第二種甲(0.125L以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 （ ）	廃車年月日	年 月 日

納 税 者	所 有 者	住所又は所在地	〒□□□-□□□□			主たる定置場	1 左記所有者の住所又は所在地と同じ			
		(フリガナ)	-----				2			
	氏名又は名称	-----			車 名	型 式 及 び 年 式	原 動 機 の 型 式 番 号			
	生 年 月 日	明・大・昭・平	年 月 日	電話番号		型 年式				
義 務 者	使 用 者	住所又は所在地	〒□□□-□□□□			車 台 番 号	型 式 認 定 番 号	総排気量又は定格出力		
		(フリガナ)	-----					L kW		
	氏名又は名称	-----			標識返納の有無	標 識 返 納 が ない 場 合 、 そ の 理 由				
	生 年 月 日	明・大・昭・平	年 月 日	電話番号		1 有 2 無	イ 盗難 ロ 紛失 ハ 破損 ニ その他（ ） （具体的に：）			
届 出 者	住所又は所在地	-----			盗 難 届 出	届出年月日	年 月 日	被害年月日	年 月 日	
	(フリガナ)	-----				届出警察署	警察署		交番・駐在所	
	氏名又は名称	-----				受 理 番 号				
	電 話 番 号	-----			標識番号票が返納できないことにより不祥事が発生した場合その責任は一切私が負います。					

印

		申請者 (納税義務者)	住所 氏名 電話番号	
車両番号（又は標識番号）			取得年月日	
種別・用途		車名及び型式		車台番号
定置場（使用の本拠の位置）				
所有者又は使用者住所			氏名	
変更 無し	新規 ・ 変更	運転者住所		氏名
		運転免許証番号	種類	交付年月日 年 月 日
		免許の条件		有効期間
変更 無し	新規 ・ 変更	障害者住所		氏名
		手帳の番号 号	交付年月日 年 月 日	生年月日 年 月 日
		障害名・傷病名		障害の程度・傷病の程度 級
減免を受けようとする理由				
使用状況に関する事項				
氏名	障害者との続柄	障害者との生計の関係 (不要な方を消す事)		使用時間 1日約 時間 分 1月平均約 時間 分 上のうち障害者のために使用する時間 1日約 時間 分 1月平均約 時間 分
障害者	本人	/		
申請者		生計を一にしている 生計を異にしている		
運転者		生計を一にしている 生計を異にしている		
上記のとおりもっぱら障害者のために自動車を使用します。 申請者 氏名				
現在受けている減免の状況（不要な方を消す事） 上記以外の自動車について自動車税・軽自動車税の減免を 受けている 受けていない				

※記載事項		身体障害者手帳等確認	運転免許証確認	整理番号
		年 月 日	年 月 日	

※障害者以外の方が所有又は運転する場合は、その人が障害者と生計を一にしている場合に限り
ます。

※必要事項を記入の上、自動車検査証・運転免許証・身体障害者手帳等を添えて申請してくださ
い。

軽自動車税減免（不承認）通知書（公益専用車用）

年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

あなたから申請された軽自動車税の減免について、掛川市税条例第99条第1項の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

記

納税義務者名	
--------	--

車両番号（又は標識番号）	課税額	減免決定額	差引納付額

この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により市長に異議申立てをすることが出来ます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

軽自動車税減免（不承認）通知書（身体障害者用）

年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

あなたから申請された軽自動車税の減免について、掛川市税条例第100条第1項の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

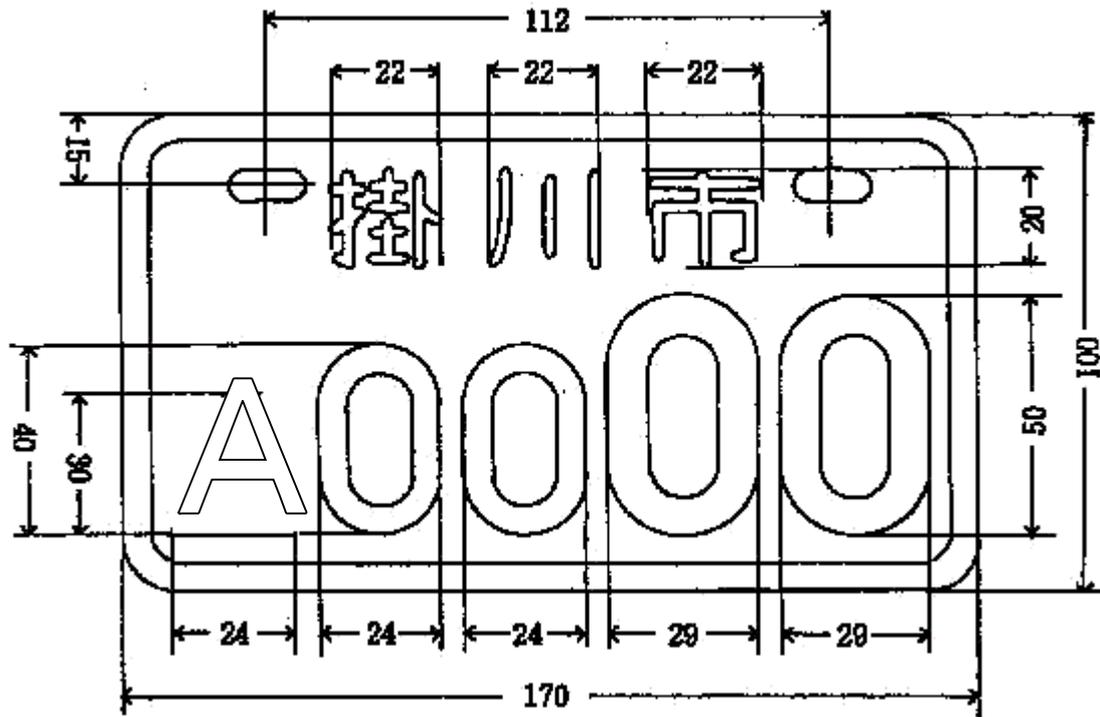
記

納 税 義 務 者 名	
車 両 番 号（又は標識番号）	
課 税 額	
減 免 決 定 額	
差 引 納 付 額	

この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により市長に異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

原動機付自転車用番号標



市たばこ税還付請求申告書

※ 処 理 事 項 (あて先) 掛川市長	整理番号	事務所	処理 区分	区 分	事業者コード	申告 区分	予 備	
	年 月 日		発 信 年 月 日			申 告 年 月 日		
	通 信 日 付 印			確 認 印				
申 告 者	氏名又は名称 ㊟							
	住所又は所在地 (電話)							
返 還 に 係 る 数 量 等	数 量 ①	十億 百万 千 本						
	小売定価合計額 ②	円						
還 付 を 受 け よ う と す る 金 額	従量割額 (①× —) ③ 1000	円						
	従価割額 (②× —) ④ 100	円						
	計 (③ + ④)	円						
還付を受けようとする 金融機関及び支払方法		口座番号 (普通・当座)					銀行	支店

特別土地保有税非課税土地（特例譲渡・免除土地）認定（徴収猶予）通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった非課税土地として使用（地方税法第602条第1項に規定する譲渡・免除土地として使用）をすることについて調査した結果、次のとおり納税義務の免除期間（期間延長）を承認したので地方税法施行令第54条の42の規定により通知します。

なお、納税義務免除期間に係る納税義務については猶予します。

認 定 年 月 日	年 月 日
納 税 義 務 免 除 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
期 間 延 長 不 承 認 理 由	

納税義務免除期間承認対象土地

土 地 の 所 在 ・ 地 番	地 目	面 積	備 考
		m ²	
計			

（注）この通知書に記載されている事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。この処分
の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算し
て6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起す
ることができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても
決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため
緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を
経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

特別土地保有税非課税土地（特例譲渡・免除土地）認定（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった非課税土地として使用（地方税法第602条第1項に規定する譲渡・免除土地として使用）をすることについて調査した結果、次の理由により納税義務の免除期間（期間延長）は承認できません。

なお、不承認対象土地に係る徴収金については、法定納期限までに申告納付してください。

不承認の理由			
納税義務免除期間不承認対象土地			
土地の所在・地番	地目	面積	備考
		m ²	
計			

（注）この通知書に記載されている事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

特別土地保有税納税義務の免除に係る期間（徴収猶予）の延長承認通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった納税義務の免除に係る期間の延長については、
次のとおり承認したので通知します。

なお、納税義務免除期間に係る納税義務については猶予します。

承認年月日		年 月 日		
承認対象土地				
土地の所在・地番	地目	面積	既に認定した期間	今回延長した期間
		m ²	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
備考				

特別土地保有税納税義務の免除に係る期間の延長不承認通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった納税義務の免除に係る期間の延長については、
次の理由により承認できません。

なお、当該不承認対象土地の徴収金の徴収猶予期限は 月 日までです。

不承認の理由

不承認対象土地

土地の所在・地番	地目	面積	備考
		m ²	

(注) この通知書に記載されている事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

特別土地保有税非課税土地（特例譲渡・免除土地）納税義務免除確認通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで確認申請のあった非課税土地として使用開始（地方税法第602条第1項に規定する譲渡・免除土地として使用開始）をしたことについて調査した結果、次のとおり確認したので通知します。

なお、納税義務免除期間に係る納税義務は免除します。

確認年月日	年 月 日			
土地の所在・地番	地 目	面 積	非課税土地若しくは免除土地として使用開始又は特例譲渡をした年月日	納税義務の免除に係る期間
			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
納 税 義 務 の 免 除 に 係 る 税 額				備 考
取得分税額(法第596条第2号)	保有分税額(法第596条第1号)			合 計
年 度 分	年度分	年度分	年度分	
円	円	円	円	円

特別土地保有税徴収猶予取消通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付け第 号で承認した非課税土地として使用開始（地方税法第602条第1項に規定する譲渡・免除土地として使用開始）をすることについての徴収猶予は、次の理由により取り消しましたので通知します。

なお、徴収猶予の取り消しに係る税額は、直ちに納付してください。

取 消 年 月 日		年 月 日			
土地の所在地・地番		地 目	面 積	取 消 理 由	
			m ²		
徴収猶予の取り消しに係る税額					
取得分税額 (法第596条第2号)		保有分税額 (法第596条第1号)			備 考
年度分	年度分	年度分	年度分	年度分	
円	円	円	円	円	

(注) この通知書に記載されている事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

特別土地保有税納税義務免除認定通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった納税義務の免除については、次のとおり認定したので通知します。

認定年月日		年 月 日			
整理番号	土地の所在・地番	地目	面積	税額	備考
			m ²		
計				円	

特別土地保有税納税義務免除認定不承認通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった納税義務の免除については、次の理由により全部（一部）承認できません。

なお、不承認対象土地に係る徴収金については、直ちに納付してください。

不承認の理由					
不承認対象土地					
整理番号	土地の所在・地番	地目	面積	税額	備考
			m ²		
計				円	

（注）この通知書に記載されている事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

特別土地保有税減免申請書

第 号
年 月 日

（あて先）掛川市長

住所又は所在地
申請者
氏名又は名称 ㊟

次のとおり、特別土地保有税を減免して下さるよう申請します。

所属年度	税 区 分		納 期 限		
			取 得 分		保 有 分
取得分・保有分					
土地の所在・地番	地目	面 積	取得年月日	取得価額	固定資産税・不動産取得税課税標準額
		m ²	円	円	円
算出税額	円	減免税額	円	差引納税額	円
減免を受けようとする理由					

（注）

- 1 減免を受けようとする理由を証する書類を添付してください。
- 2 天災その他特別の理由により減免を受けようとする者は、その被害状況等についての書類を添付してください。

特別土地保有税更正（決定）通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

地方税法第606条の規定により、次のとおり更正（決定）しましたので、納期限までに納めてください。

申告 区分	保有	年度分	区 分	更正（決定）分 (a)		既に納付の確 定した分 (b)		この通知書で 納付すべき分 (a) - (b)	
	取得	年 月 日から 年 月 日まで の取得分		取得価額	円	円	円		
申告 年月 日	当初 修正	年 月 日	不動産取 得税固定 資産税評 価額						
(更正（決定）理由)			課税標準 額						
			税 額						
					基礎とな る税額	課 率	加 算 金 額		
			更正（決 定）によ る加算金 額	過少申告加算金額	円	/100	円		
				不申告加 算金額	%分	/100			
%分	/100								
重 加 算 金 額	%分	/100							
	%分	/100							
納 期 限	年 月 日		納 付 額						
納付場所									

(注) この通知書に記載されている事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

月 分 入 湯 税 納 入 申 告 書

年 月 日

（あて先）掛川市長

特別徴収義務者



掛川市税条例第134条第3項の規定により、次のとおり入湯税の納入について申告します。

営業の種類		称 号					
営業の場所		営 業 主	住(居)所 (所在地) 氏 名 (名 称)				
税 率		税 額					
月 分 入 湯 税 納 入 明 細 書							
日	入湯人員	税 率	税 額	日	入湯人員	税 率	税 額
1	人	円	円	17	人	円	円
2				18			
3				19			
4				20			
5				21			
6				22			
7				23			
8				24			
9				25			
10				26			
11				27			
12				28			
13				29			
14				30			
15				31			
16				計			

様式第70号から様式第83号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。